

---

# 今後のgTLDの展開

2000.4.24

堀田 博文

[h.hotta@hco.ntt.co.jp](mailto:h.hotta@hco.ntt.co.jp)

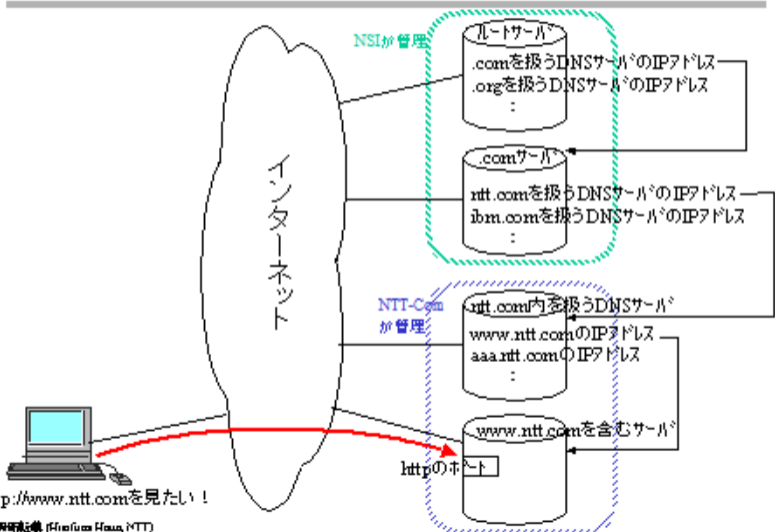


- I. ICANNでのドメイン名検討の背景
- II. ドメイン名問題解決へのICANNの動き
- III. 統一的紛争解決ポリシー
- IV. gTLDの新設
- V. 著名・周知商標の扱い
- VI. 日本での活動

# I. ICANNでのドメイン名検討の背景

- ◆ インターネット上での通信相手一覧化方法
- ◆ インターネットにおける資源
- ◆ ドメイン名の構造
- ◆ TLDの種類
- ◆ 現在のインターネット資源の管理体制
- ◆ NSI (Network Solutions, Inc.)
- ◆ 噴出してきた問題
- ◆ 問題への対応に向けたICANN以前の動き
- ◆ ICANNの構造
- ◆ DNSOの構造

## インターネット上での通信相手一意化方法

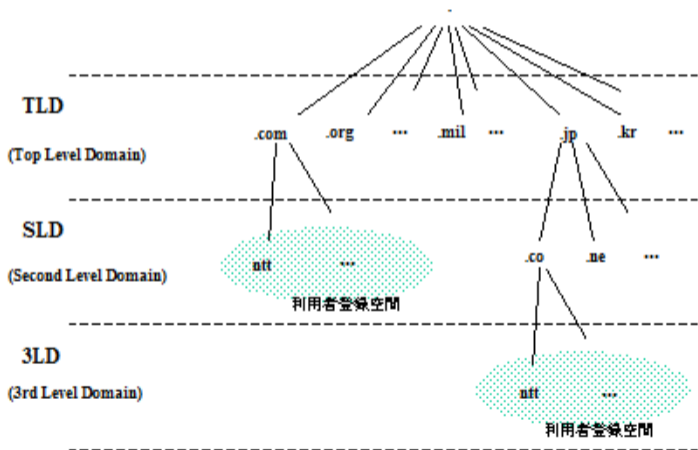


## インターネットにおける資源

---

- ◆ IPアドレス
- ◆ ドメイン名
- ◆ プロトコル
- ◆ ルートサーバ

# ドメイン名の構造



・と・の間の識別子長は3~63文字

## TLDの種類

---

### ◆ gTLD : generic Top Level Domain (7種)

- ・ .com, .net, .org
- ・ .gov, .mil, .edu

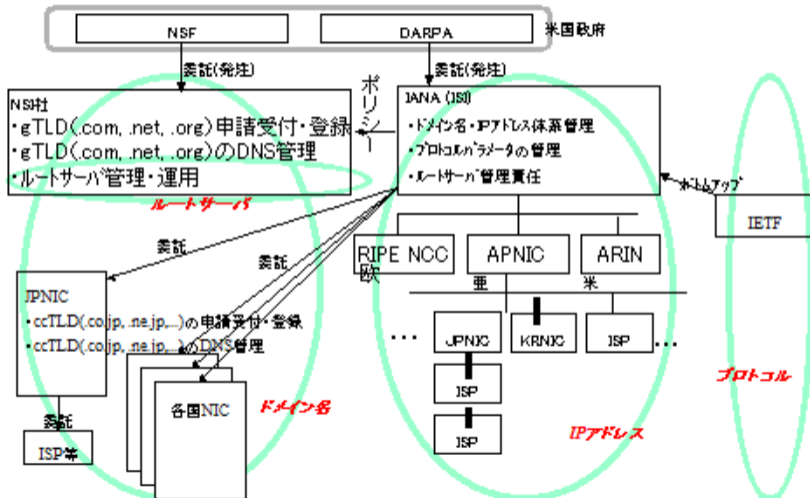
### ◆ ccTLD : country code Top Level Domain (239種)

- ・ .jp, .us, .uk ...
- ・ ccTLD配下のSecond Level Domain
  - ・ 例: .jp配下には
    - ◆ .co.jp, .ac.jp, .go.jp, .ad.jp, .or.jp, .ne.jp, .gr.jp
    - ◆ .tokyo.jp, .osaka.jp, ...

### ◆ iTLD : international Top Level Domain (1種)

- ・ .int

# 現在のインターネット資源の管理体制





## NSI (Network Solutions, Inc.)

---

- ◆ 米国政府がNSFにドメイン名関連業務を委託
- ◆ NSFはNSI(Network Solutions, Inc.)に委託
  - ・ 1993～
    - ・ NSIが.com, .org, .net, .eduを管理
  - ・ 1995.9
    - ・ .com, .org, .netの登録料、保守料の徴収を開始
      - ◆ 初期登録時US\$100/2年、あとUS\$50/年 (~1998.3)
      - ◆ 初期登録時US\$70/2年、あとUS\$35/年 (以降)

注：2000年3月にNSIはVerisignに買収された

## 噴出してきた問題 (ドメイン名空間に関して)

### ◆ ドメイン名不足

- ・ 分かり易さ、覚え易さ、商標との一致等考えると実質的なドメイン名空間は意外と小さい
- ・ .com : 1000万個に近い数の登録済み
- ・ 取りたいドメイン名の衝突
- ・ 解決策
  - ・ gTLD追加?
    - ◆ .com等と並ぶ新しいTLDを導入
  - ・ gTLD効率利用?
    - ◆ フラットでない構造(SLDを既定とし3LDを登録制に)導入?
  - ・ ccTLD効率利用?
    - ◆ gTLDでなくccTLDを利用?
      - » gTLD利用率: 米98%、加80%超、スペイン65%超
    - ◆ フラットでない構造(SLDを既定とし3LDを登録制に)導入?

## 噴出してきた問題 (管理体制に関して)

---

### ◆ 現在のインターネット管理体制は法的裏付けがない = 無責任体制

- ・ ARPANET, NSFNETの時代は管理権限、責任が明らかだった
- ・ 今は民間セクターによる国際的な共有管理体制
- ・ IANAの法的権限、責任範囲も不明確
- ・ ビジネス利用の健全な発展には責任を明確にした体制が必要
  - ・ bottom-up, rough consensus, running codeの限界

### ◆ ビジネス上重要なインターネット資源(ドメイン名)の割当、管理業務をNSIが独占販売している

- ・ 競争原理をはたらかせるべき

### ◆ 利用者範囲の広がりこふさわしくない

- ・ 管理体制に対する米国以外からの意見が反映されない
- ・ 米国のみがコスト負担するのはおかしい

## 噴出してきた問題 (管理体制に関して) つづき

### ◆ 商標問題 (.com)における商標権の立場からの異議、訴訟)等が頻発してきた

- 紛争のパターン
  - 商標権者がドメイン名登録者を「商標権侵害」と訴え
  - ドメイン名登録者が商標権者を「商標権者と名乗るものから嫌がらせあり」と訴え
  - 上記2パターンにドメイン名申請受付・登録・管理機関が巻き込まれる
- ドメイン名と商標の扱いの違い

	ドメイン名	商標
唯一性保護の考え方	階層表現において文字列が一意であること	社会にとって商品が一意に認識されること
問題発生のきっかけ	登録	使用
救済方法	登録抹消・移転	使用差止め、損害賠償

- 全世界にわたる責任ある統治が必要

## 問題への対処に向けたICANN以前の動き (1)

### ◆ 米国政府が関与しない大きな動き

#### - IAHC(International Ad Hoc Committee)

- 1996.10設置
- 幅広いメンバーで構成
  - ◆ ISOC (Internet Society)
  - ◆ IANA (Internet Assigned Numbers Authority)
  - ◆ IAB (Internet Architecture Board)
  - ◆ WIPO (World Intellectual Property Organization)
  - ◆ INTA (International Trademark Association) など
- ドメイン名登録への競争導入、ドメイン名関連の商標権の扱いを議論
- 1997.2に最終報告書 (gTLD-MoUと呼ばれる)....200以上の組織が賛同署名
  - ◆ 7つのgTLD\*追加
  - ◆ 申請受付・登録事業(レジストラ)に複数企業を参入させる
  - ◆ レジストラ協議会(CORE: Council of Registrars)がDNS管理機関(レジストリ)として稼働
- gTLD-MoUに基づき、レジストラ公募(1997.7~10)、CORE発足(1997.10)

#### \*7つのgTLD

.firm	ビジネス
.shop	商店
.web	WWW関連活動組織
.arts	文化・娯楽活動組織
.rec	レク、娯楽活動組織
.info	情報サービス
.nom	個人

## 問題への対処に向けたICANN以前の動き (2)

---

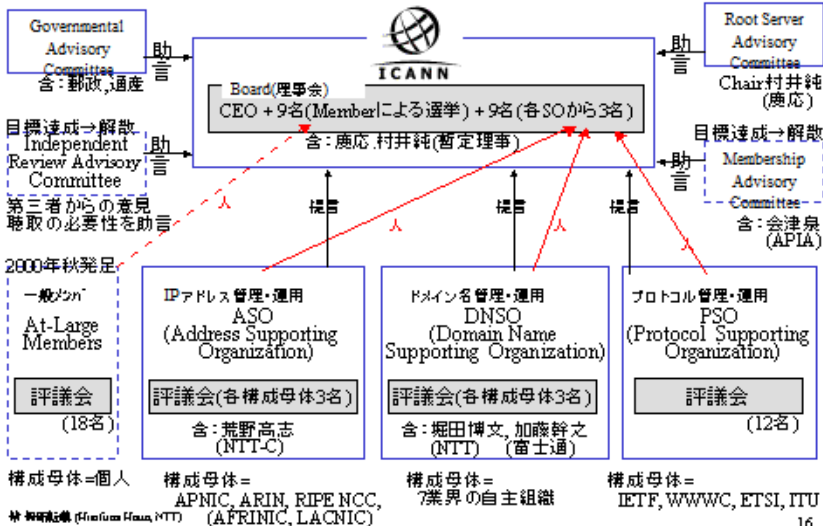
### ◆ 米国政府

- The Framework for Global Electronic Commerce (1997.7)
  - インターネットが決済手段等のビジネスのベースとして堅固であるべき
    - ◆ 今のままでは脆弱
  - クリントン大統領が商務省に指示：ドメイン名システムの競争および国際的参加を促すよう、インターネット管理体制を民営化しろ
  - 翌日商務省よりRFC
    - ◆ DNS管理の全体的枠組み
    - ◆ 新しいTLDの創設
    - ◆ レジストラに関するポリシー
    - ◆ 商標問題
  - RFC1に対し430以上のコメントが全世界から

## 問題への対処に向けたICANN以前の動き (3)

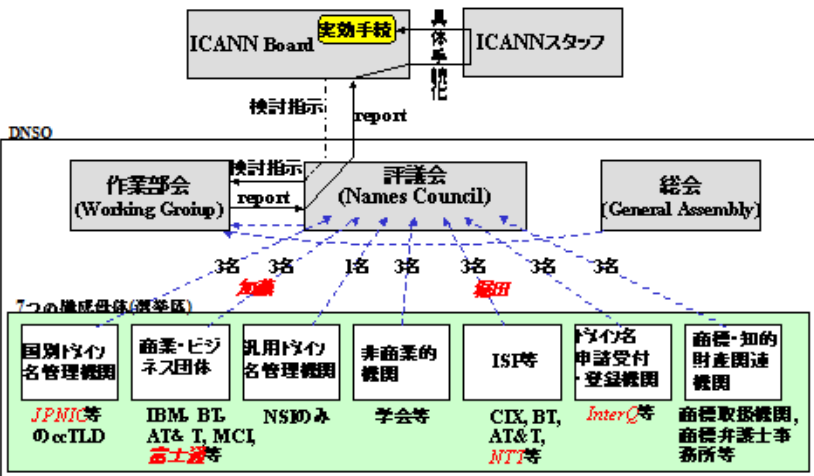
- Green Paper (1998.1)
  - 米国政府(NTIA:電気通信情報局)が主導して、RFCへのコメントを基に民間にインターネット統治を移す計画を表明
  - 米国政府のこれまでの投資や努力、権利を強調
  - RFCIに対し650以上のコメント
  - 批判が噴出
    - ◆ 民間の努力であるIAHCを無視
    - ◆ いまだしばらく米国政府が主導するという意図が表れている
- White Paper (1998.6)
  - IANAに代わる国際的非営利法人の設置
  - これまでの民間主導、ボランティア的發展を尊重
  - 米国政府の不介入を明言
  - 発表後2週間以内にIAHC関連組織もこぞってWhite Paper支持の意を公式表明
  - **欧米中心**に関係業界団体が自発的にIFWP(International Forum for the White Paper)を作り6~8月に集中議論
  - このボトムアップ活動に基づき、**ICANN**が1998.9.30発足

# ICANNの構造





# DNSOの構造



注 **赤字**は、日本国内からの参加社 者を示す

## II. ドメイン名問題解決へのICANNの動き

---

- ◆ ICANNでの主要課題検討体制
- ◆ DNSOの提言が実効を得るまで
- ◆ gTLDレジストラとレジストリの分離
  - ・ 安定性の保証
  - ・ NSI-DoC-ICANN agreement
- ◆ 統一的紛争解決ポリシー(UDRP: Uniform Dispute Resolution Policy)
  - ・ IIIにて詳述
- ◆ gTLDの新設(new gTLD)
  - ・ IVにて詳述
- ◆ 著名・周知商標の扱い(Famous and Well-known Trademarks)
  - ・ Vにて詳述

## ICANNでの主要課題検討体制

### ◆ ICANN Board単独

- ・ ICANNのみで作業ベースに磨とせるもの

### ◆ gTLDレジストラとレジストリの分離

### ◆ DNSOから提言

- ・ ドメイン名に関する専門家の見解を要するもの

### ◆ 統一的紛争解決ポリシー

- ・ Uniform Dispute Resolution Policy

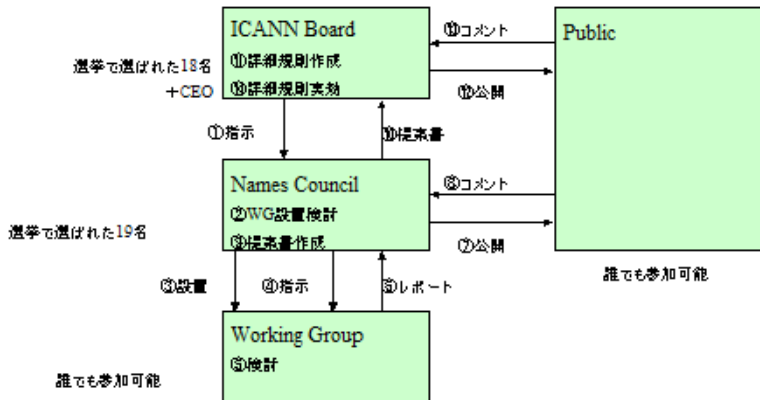
### ◆ gTLDの新設

- ・ new gTLDs

### ◆ 著名・周知商標の扱い

- ・ Famous and Well-known Trademarks

## DNSOからの提言が実効を得るまで



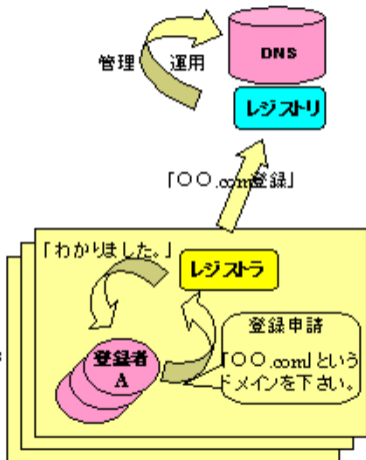
## gTLDレジストラとレジストリの分離

### ◆ レジストリ

- DNSを管理・運用
- DNSの安定運用が重要であり、競争よりも協調を優先すべきという意見も強く、競争導入については慎重

### ◆ レジストラ

- 登録者とDNSのインタフェース
- 競争が重要
  - 低料金化
  - 顧客サービス、付加価値の向上
- 認定状況(2000.4.5時点)
  - 認定を受け、実際に運用しているレジストラ：31
  - 認定はされたが運用に入っていないレジストラ：60
  - 最終認定が未のレジストラ候補：18



## 安定性の保証

---

- ◆ レジストラ、レジストリとも、ICANNが認定
  - ・ インターネットの安定
  - ・ サービスの一貫性
- ◆ レジストラ候補によるテストベッド”を実施し、評価(1999.4～1999.11)
  - ・ システム
  - ・ 手続き
- ◆ 操作の共通化・標準化
  - ・ SRS: Shared Registry System
    - ・ DNSを複数レジストラが共有するためのシステムをNSIがライセンス
  - ・ RRP: Registry Registrar Protocol
    - ・ RegistryとRegistrarの間のやり取り(SRSのプロトコル仕様)をIETFに提案中

## NSI-DoC-ICANN agreement

- ◆ ICANNと米国商務省、NSIの三社間契約締結（1999.11.10）
  - NSIは最低4年間、レジストリデータベースの監督権を保持し、また18ヶ月以内にレジストリ・レジストラ業務を完全分離すれば更に4年間延長とする
  - NSIはICANNに料金125万ドルを前払いで支払う
  - レジストリの監督権を得たNSIは、レジストラ(競合会社)がドメイン名を登録するごとに6ドルの料金を徴収する
  - 利用者がNSIレジストラサービスによりgTLDドメイン名を登録するとき、前払いの場合はUS\$70より値下げ(各レジストラが自由設定)、後払いはUS\$70のまま
  - SRS(Shared Registry System)のregistry-registrar間プロトコルをNSI proprietaryからIETFのRFCにする
- ◆ 契約締結前に噴出した批判
  - 参加した18のレジストラのうち17社が、公正な競争の土台を形成するために必要とする7項目を要求
    - ドメイン登録のパフォーマンスを測るための標準の確立
    - レジストラとしてのNSIは申請者からドメイン登録料を前金で徴収する
    - ドメイン登録にあたりNSIは他の選択肢があることを顧客に明示する等
- ◆ ICANNの理事会はこれらの要求を含む一般コメントを検討し、妥協案を作成した上で三社間契約に至る

### Ⅲ. 統一的紛争解決ポリシーの策定

---

- ◆ スケジュール
- ◆ 統一的紛争解決ポリシー
- ◆ 紛争解決処理状況



## スケジュール

---

- ◆ 1999.5
  - ICANNよりNames Councilに対し、統一的紛争解決ポリシー(UDRP)に関する提案を指示
- ◆ 1999.6
  - Names CouncilがWorking Group A(WG-A)設立
- ◆ 1999.7
  - Names CouncilがWG-Aのレポートを公開
  - パブリックコメント募集
- ◆ 1999.8
  - Names CouncilがWG-Aのレポートに基づき提案をICANNに提出
- ◆ 1999.8
  - 20のレジストラがUDRPの採用を承諾
- ◆ 1999.9-1999.10
  - ICANNが細則を公開
  - パブリックコメント募集
- ◆ 1999.10
  - 細則決定
  - 紛争解決プロバイダ募集開始

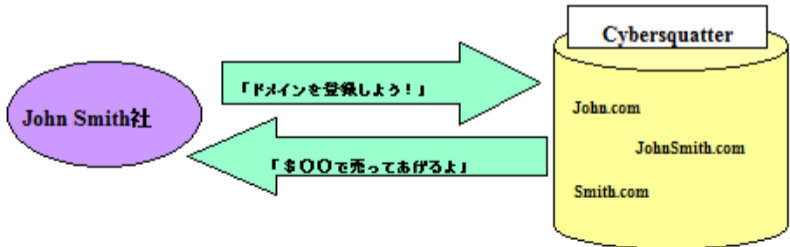
## 統一的紛争解決ポリシー (1)

### ◆ ドメイン名登録をめぐる問題の例

#### ・ Cybersquatting

＝ドメイン名の不法占拠

高額で転売するという投機目的で、何十もの  
ドメイン名を登録すること。



## 統一的紛争解決ポリシー (2)

### ◆ 課題

- 消費者から見た誤認混同を防止する仕掛けとして商標を保護
- gTLDにおけるドメイン名登録者、商標保有者に関する紛争解決に関し、世界共通で、裁判に代わる手段の枠組みの策定

### ◆ WIPO提案(1999.4.30)の概要

(\*WIPO=World Intellectual Property Organization)

- ドメイン名申請時、登録者は各自の連絡先等を知らせる書面の提示を要求
- 世界的に有名な商標の権利者が同商標のドメイン名使用を排除できる仕組みの設置
- オンラインで短期に低価格で処理する紛争解決手続き 等

### ◆ DNSOからの提言(1999.8.3)の内容

- ドメイン名紛争の現状を考えると、WIPOによるUDRPは即刻適用すべき
- 適用後、WIPOにより引き続きUDRPの機能を強化を続ける
- 全てのgTLDで共通な紛争解決手段として利用すべく拘束力を持たせる
- 紛争解決サービスプロバイダへの申請手続きは統一させるべき
- 1999年時点で強制的に適用するのは**悪意・不正の登録**についてのみとする
- 紛争解決手続きの選択肢の一つとして機能し、異議がある者は法廷にも持ち込める

## 統一的紛争解決ポリシー (3)

---

- ◆ 提言に対するICANN理事会の決定 (1999.8.26)
  - ・ 「WIPOのUDRPを基本的に採択する」としたNames Councilの提案を承認
  - ・ 本紛争解決ポリシーは、スタートポイントとして使用され、今後協議して行く上で改善をしていくものとする。
  - ・ 「悪意」や「不正」など語句の明確化の検討を求める
  - ・ 具体的な規定書、手順書を作成し、それを11月に承認し、発効する
- ◆ ICANN理事会の決定 (1999.10.25)
  - ・ UDRPドキュメントおよび運用規則の承認
  - ・ 紛争解決サービスプロバイダの募集開始
- ◆ ICANNにより認定された紛争解決プロバイダ
  - ・ World Intellectual Property Organization (1999.12.1～)
  - ・ The National Arbitration Forum (1999.12.23～)
  - ・ Disputes.org/eResolution Consortium (2000.1.1～)

# 紛争解決処理状況

2000.4.17時点

	Proceedings	Domain Names
<b>Proceedings (other than those terminated for recommencement)</b>		
<b>Undisposed proceedings</b>		
Pending	310	443
Suspended	7	14
<b>Subtotal</b>	<b>317</b>	<b>457</b>
<b>Dispositions by decision</b>		
None transferred	140	203
None cancelled	5	5
None(s) cancelled/transferred	1	4
Decision for respondent	38	48
Split decision	1	2
<b>Subtotal</b>	<b>185</b>	<b>262</b>
<b>Dispositions without decision</b>		
Settlement with transfer	2	2
Settlement without transfer	0	0
Settlement, unspecified result	3	3
Dismissal with prejudice	0	0
Dismissal without prejudice	4	5
Dismissal, unspecified	1	1
<b>Subtotal</b>	<b>10</b>	<b>11</b>
<b>Total</b>	<b>512</b>	<b>730</b>
<b>Terminated for recommencement</b>	<b>9</b>	<b>10</b>

## Ⅳ. gTLDの新設

---

- ◆ スケジュール
- ◆ 何が課題なのか
- ◆ 設問1. 新gTLDは必要か
- ◆ 設問2. 新gTLDの性質はどうあるべきか
- ◆ 設問3. 新gTLDの数はどれくらいが適当か
- ◆ 設問4. 拡張したドメイン名空間への移行はどうすべきか
- ◆ 設問5. 新gTLDレジストリを共有とすべきか
- ◆ 設問6. 新gTLDレジストリは営利または非営利どちらにすべきか
- ◆ 設問7. 新gTLDおよびレジストリの選択プロセスは
- ◆ グループによる考え方の特徴的な差
- ◆ icann-d有志の議論

## スケジュール

---

- ◆ 1999.5
  - ICANNよりNames Councilに対し、gTLD新設に関する提案を指示
- ◆ 1999.6
  - Names CouncilがWorking Group C(WG-C)設立
- ◆ 1999.11～2000.1
  - Names CouncilがWG-Cの中間レポートを公開
  - パブリックコメント募集
- ◆ 2000.3～2000.4
  - Names CouncilがWG-Cの最終レポートを公開
  - パブリックコメント募集
- ◆ 2000.4
  - Names CouncilがWG-Cのレポートに基づき提案をICANNに提出
- ◆ 2000.5?～2000.7?
  - ICANNが細則を公開
  - パブリックコメント募集
- ◆ 2000.7
  - 細則決定
  - 細則に基づき新gTLD募集開始?

## 何が課題なのか

---

### 主要な設問

1. 新gTLDは必要か
2. 新gLDの性質はどうあるべきか
3. 新gTLDの数ほどれくらいが適当か
4. 拡張したドメイン名空間への移行はどうすべきか
5. 新gTLDレジストリを共有とすべきか
6. 新gTLDレジストリは営利または非営利どちらにすべきか
7. 新gTLDおよびレジストリの選択プロセスは



## 設問1. 新gTLDは必要か

---

### ◆ 設問詳細

- ・ .com等の現gTLDに相当するgTLDを新たに設けるべきか

### ◆ 回答のoption

- ・ 設けるべき
  - ・ 利用者の選択域拡大
  - ・ .comへの価値の集中の回避
  - ・ NSIへのビジネスの集中の回避
  - ・ ドメイン名先行取得者への価値集中の回避
- ・ 設けるべきでない
  - ・ 知的財産権に関する新たな紛争を生む

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ 新gTLDは必要 (2000.4.19 Names Council)

## 設問2. 新gLDの性質はどうあるべきか

### ◆ 設問詳細

- ・ 汎用目的gTLD (誰でも登録できるgTLD)
  - ・ 例: `firm`
- ・ 特定目的gTLD (特定の資格を満たすものだけが登録できるgTLD)
  - ・ 例: `airline`(航空会社用), `.naa`(北米先住民用)

### ◆ 回答のoption

- ・ 汎用目的gTLDのみとすべき
  - ・ 汎用目的gTLDは`.com`以外への利用者の選択拡大に必要
  - ・ 特定目的gTLDは資格審査に際し、コストがかかる
  - ・ 特定目的gTLDは資格審査の正当性の証明が困難、下手すると私有化
- ・ 汎用目的gTLDと特定目的gTLDを導入すべき
  - ・ 汎用目的gTLDは`.com`以外への利用者の選択拡大に必要
  - ・ 特定目的gTLDは利用者の使いやすさ、分かりやすさを向上

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ 初期から、下記を考慮して導入すべき (2000.4.19 Names Council)
  - ・ 完全にオープンなgTLD(汎用gTLD)
  - ・ 特定目的のgTLD
  - ・ 非商業利用のためのgTLD
  - ・ 個人ドメイン用のgTLD

## 設問3. 新gTLDの数はどれくらいが適当か

### ◆ 設問詳細

- ・ 新設するgTLDの個数は？

### ◆ 回答のoption

- ・ 少数
  - ・ もともと大して困っていない
  - ・ 商標所有者はすべてのgTLDに登録する必要性に迫られる恐れあり
- ・ 多数
  - ・ 利用者の選択の幅は広い方がよい
  - ・ 無制限だとインターネット全体の安定性に不安あり
- ・ 無制限
  - ・ 利用者の選択の幅が広がる
  - ・ レジストリビジネス成立の観点から結局合理的な数に落ち着くため、人為的に操作すべきでない

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ 初期導入時の評価を見て決定すべき (2000.4.19 Names Council)

## 設問4. 拡張したドメイン名空間への移行は どうすべきか

### ◆ 設問詳細

- ・ どういうペースで導入すべきか
- ・ 施行期間を設けるべきか

### ◆ 回答のoption

- ・ 最初から競に制約をつけず導入
  - ・ .comやNSIに對抗するビジネスを考えると、すぐに制約無しでやるべき
- ・ 若干競の新gTLDによる試行期間を設け、試行・評価の後、さらに導入
  - ・ 利用者の反応、ビジネス界の反応、運用安定性をしっかり見極められる
- ・ 試行期間を設けるが、その前に将来の増加計画を見せる
  - ・ 試行期間の新設gTLDに過度の価値を持たせない

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ 6~10個を試行導入し、評価 (2000.3.21 WG-C)
- ・ 「限定された競のgTLD」を初期導入 (2000.4.19 Names Council)
  - ・ 6~10個というのはDNSOのコンセンサスでないとする

## 設問5. 新gTLDレジストリを共有とすべきか

---

### ◆ 設問詳細

- ・ .comと同様に、1つのgTLDに対し複数のレジストラが登録業務をできるようにするか

### ◆ 回答のoption

- ・ 共有を強制せず
  - ・ ビジネスモデルは結果的に利用者が選択すべき
  - ・ 極端な場合、レジストラとレジストリを同一業者が行う方が良い場合もある
- ・ 原則として共有を義務づけ
  - ・ 独占の弊害は証明済み

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ なし (WG-CもNames Councilも言明せず)

## 設問6. 新gTLDレジストリは営利または非営利どちらにすべきか

### ◆ 設問詳細

- gTLDレジストリ業務は営利企業がなすべきか非営利企業がなすべきか

### ◆ 回答のoption

- 非営利企業であるべき
  - 運用の安定性
  - 基本的インフラを担う事業者が営利を追求すべきでない
- 営利企業であるべき
  - 競争が導入されないとサービス向上、価格低下が起こらない
- 非営利企業・営利企業どちらも許すべき
  - gTLD間の競争も含めビジネスモデルは結果的に利用者が選択すべき
  - gTLDの性質に応じて非営利が適するものと営利が適するものがある
    - ◆ .comに対抗するものは営利が良い
    - ◆ 公共性の高いものは非営利が良い

### ◆ 現状のコンセンサス

- なし (WG-CもNames Councilも言明せず)

## 設問7. 新gTLDおよびレジストリの選択プロセスは

### ◆ 設問詳細

- ・ 新設するgTLD文字列を誰が提案するか
- ・ gTLD文字列とレジストリのどちらを先に提案させるか

### ◆ 回答のoption

- ・ ICANNがgTLD文字列を決め、それに対しレジストリ候補が応募
  - ・ 問題、混乱は起こりにくい
  - ・ 最終利用者の敬するgTLD文字列の導入となるかどうか疑問
- ・ レジストリをICANNが認定し、その後レジストリがgTLD文字列を提案
  - ・ 運用の安定性を先に確保
  - ・ 運用したいgTLD文字列が取れるかどうか分からない段階でレジストリが認定申請してくるか疑問
- ・ レジストリ候補が自分が運営したいgTLD文字列を応募し、同時にレジストリとgTLD文字列をICANNが認定
  - ・ 最もマーケットドリブン
  - ・ 認定時、不安定な要素が多い

### ◆ 現状のコンセンサス

- ・ なし (WG-CもNames Councilも言明せず)

## グループによる考え方の特徴的な差

### ◆ 非商業的ドメイン名保有者

- ・ どんどんgTLDをふやすべき
- ・ 評価期間不要
- ・ 著名商標との関係も考慮不要
- ・ レジストリとレジストラが同一社でも良い

### ◆ 大企業

- ・ 商標保護メカニズムの確立が先決
- ・ gTLD個数はあまり多くない方がよい

### ◆ レジストラ業務希望者

- ・ レジストリの安定こそが重要
- ・ 私有TLDは不可
- ・ レジストリは非営利であるべき
- ・ gTLD文字列はICANNが最初から決める

### ◆ 北米先住民

- ・ 登録資格付のgTLDが必要
- ・ 具体的には .naaa がすぐにも欲しい
- ・ レジストリ候補が自分が運営したいgTLD文字列を応募し、同時にレ

ジストリとgTLD文字列をICANNが認定



## icann-d有志の議論(1)

---

2000.4.17にNames Councilにコメントとして提出

### ◆ 新gTLDは必要か

- ・ Yes
  - ・ .comは飽和状態
  - ・ .comの経済的価値が不当なほどに強大化
  - ・ インターネット黎明期の先着順で後れをとった企業の犠牲を緩和
  - ・ 実社会で同一文字列の商標が併存している状態にドメイン名空間も近づけるべき

## icann-d有志の議論(2)

---

### ◆ 新gLDの性質はどうあるべきか

- 汎用gTLDは賛成
- 特定目的gTLD導入には前提条件が必要
  - 目的がインターネットの発展にとって望ましいか否かの判断基準
  - 目的通りに運用されていることの検証の仕組みの存在
    - ◆ 私有化の恐れ
- gTLD文字列は、ccTLDと誤認されるような文字列であってはならない
- いずれにしても、gTLD文字列そのもの及びgTLD登録データはICANNに帰属すべき

## icann-d有志の議論(3)

---

### ◆ 新gTLDの数ほどれくらいが適当か

- ・ 市場原理に任せる
  - ・ 私有TLDを作らないという原則を保てば、合理的な個数(.com配下のドメイン数より十分少ない)に落ち着くと思える

## icann-d有志の議論(4)

---

### ◆ 拡張したドメイン名空間への移行はどうすべきか

- 著名商標保護のメカニズムの整備が先決
- 6~10個を初期導入し評価後に継続追加(WG-Cコンセンサス支持)
- ただし、初期導入に先立ち他の検討課題の答を出しておくべき
- 初期導入するgTLDは、汎用gTLDがよい
  - .comに対抗するgTLDの導入が急務
  - 特定目的gTLDの「資格」に関する議論には時間がかかる
- 後続gTLDの追加スケジュールをあらかじめ明示すべき
  - たとえば、今後3年間に500個のgTLDを新設する計画があることを宣言すべき
  - 追加スケジュールが明示されないと
    - ◆ 初期導入されたgTLDの価値が異常に高くなり、レジストリ希望者、ドメイン名登録希望者が殺到
    - ◆ 初期導入されたgTLDの既得権益が固定化

## icann-d有志の議論(5)

---

### ◆ 新gTLDレジストリを共有とすべきか

- ・ Yes
  - ・ 真に市場原理に基づくサービス競争とするには、レジストリのみの競争に頼らず、レジストラ間でも競争となるようにすべき

## icann-d有志の議論(6)

---

- ◆ 新gTLDレジストリは営利または非営利どちらにすべきか
  - ・ どちらも許すべき
    - ・ gTLDの性質に合う方を選べばよい

## icann-d有志の議論(7)

---

### ◆ 新gTLDおよびレジストリの選択プロセスは

- ・ レジストリ候補が自分が運営したいgTLD文字列を応募し、同時にレジストリとgTLD文字列をICANNが認定
  - ・ レジストリ業者は、なんの文字列でもいいからレジストリ業務をしたい訳ではなく、文字列そのものの魅力をベースにレジストリ業務をしたいはず

## icann-d有志の議論(8)

---

### ◆ 前記課題への回答以外の意見

- gTLDのgはgenericかglobalかを明確に定義すべき
  - generic:「属」という概念が奥にあるが一般に誰でも使える?
  - global:世界中の誰もが使える?
- gTLD文字列はレジストリ間で移転可とすべきか
  - 移転可
    - ◆ 長所:市場原理に任せるとなると、M&Aや業務移管に対応すべき
    - ◆ 短所:強大なビジネス力を持ったところの寡占状態になる恐れあり
  - 結論は出ず
- Data Escrowは必須
  - 安定性
  - 私有化の回避



## V. 著名・周知商標の扱い

---

- ◆ スケジュール
- ◆ 何が課題なのか
- ◆ WG-Bのコンセンサス
- ◆ WG-Bの合意(っぼい部分)
- ◆ 検討中に現れた幾つかの立場
- ◆ icann-d有志の議論

## スケジュール

---

### ◆ 1999.5

- ・ ICANNよりNames Councilに対し、ドメイン名と関連しての匿名商標の扱いに関する提議を指示

### ◆ 1999.6

- ・ Names CouncilがWorking Group B(WG-B)設立

### ◆ 2000.3～2000.4

- ・ Names CouncilがWG-Bの中間レポートを公開
- ・ パブリックコメント募集

### ◆ 2000.4～2000.5

- ・ Names CouncilがWG-Bの最終レポートを公開
- ・ パブリックコメント募集

### ◆ 2000.5?～2000.7?

- ・ ICANNが細則を公開
- ・ パブリックコメント募集

### ◆ 2000.7

- ・ 細則決定
- ・ 細則に基づいた匿名商標の保護規則に則った新gTLD募集開始?

# 何が課題なのか

## ◆ 課題

- ・ 著名・周知商標とドメイン名の関係をどう扱うか
- ・ DNSサーバから著名・周知商標を最初から除外し、登録できないようなシステムにしてしまうかどうか

## ◆ 「著名商標」の定義の問題

- ・ 世界各国でそれぞれ定義・取り扱い方が違うのをどう統一するか

ex. A社のサービスが:

- ① 商標登録が何カ国でされているか・商品が何カ国で売られているか  
(客観的観点からの定義)
- ② 世界的に広く消費者に知られているか(主観的観点からの定義)
- ③ ①、②の両方であるべきか

## ◆ Substring問題

- ・ 著名商標を除外した場合、除外対象ドメインは商標と完全に一致していなければならないか、または商標Substringとして含む全てのドメイン名を除外対象とするか

## ◆ いつチェックするか

- ・ 事前にフィルタリング
- ・ 商標であるドメイン名登録に優先権を付与

## WG-Bのコンセンサス

---

- ◆ 世界的に著名な商標のリストを作る必要はない
  - 知的財産権保護論者とレジストラの精力的な協議の結果としての妥協点
  - 誰もが納得するリスト作成は現実的に無理
- ◆ TLDのタイプにより商標権者の保護内容は異なる
  - 非商業的TLDには商標保護は不要
  - ただし、非商業的TLDの定義や資格審査の正当性の保証は困難だろう

## WG-Bの合意(っまい部分)

---

### ◆ 商標を優先登録する sunrise period の導入

- 知的財産権、レジストラの両 Constituency が強くサポート
- 非商業的ドメイン名保有者、小規模企業の一部もサポートを表明、ただし、 sunrise period の導入は、商業目的TLDに限定したり初期導入時の gTLD だけに限定したりすべきという条件付でサポート

### ◆ sunrise period (こは、

- 特定された gTLD に対し、商標そのものあるいは酷似のものを商標権者が優先登録可能
- ここで言う商標は著名商標に限定しない
- sunrise period 内でも先願優先(著名商標を優先する訳ではない)
- 5個まで登録可能(レジストラの意見)
- 20個まで登録可能(知的財産権保護側の意見)

### ◆ 事前のフィルタリング(はしない)

## 検討中に現れた幾つかの立場(1)

### ◆ 非商業的ドメイン名保有者

- 著名商標の保護は大企業の既得権保護であり、反対
- 非商業的組織、個人、小企業も欲しいドメイン名を取れるべき
- 著名商標を登録するTLD(例: .tmk)を作りそこに著名商標を登録すれば良い

### ◆ Michael Palage

- WIPO基準等により著名商標リストを作る
- その商標所有者に、商標文字列およびそのSubstring variationを優先的に登録させる「sunrise period」を設ける

### ◆ Eileen Kent

- すべての商標所有者は、登録ドメイン名通知システムを使ってどんなドメイン名が登録されたかを常に監視できる

### ◆ Harald Alvestrand

- WIPO基準等により著名商標リストを作る
- その商標所有者は、そのSubstring variationも著名商標リストに登録できる
- 著名商標リストにある文字列は予約され、商標所有者以外は登録できない(商標権者が登録しないと空き)

## 検討中に現れた幾つかの立場(2)

---

### ◆ 知的財産権保護論者

- (~2000.3) WIPO 基準による著名商標およびその酷似文字列のリストを作る
- (2000.4) sunrise period を支持
- (2000.4) 商標 (Service Mark を含む) の所有者は、その文字列および 20 個までのバリエーションを sunrise period に優先登録できる。ただし、sunrise period 中は先願優先

### ◆ レジストラ

- sunrise period 方式を支持
- (~2000.2) この期間に登録できるのは著名商標権者のみでなく全商標権者
- (2000.3) WIPO 基準による著名商標リストを採用しても良い

### ◆ その他

- まだ、UDRP と法律 (例: US Anticybersquatting Act) 以外になぜ商標を優先する必要があるのだという意見が根強く残っている

## icann-d有志の議論

2000.4.17にNames Councilにコメントとして提出

### ◆ UDRPとは別に著名商標を保護するメカニズムは必要

- ・ 著名商標の保護は、利用者の混乱防止のために必須
- ・ 混乱に対しては未然防止が望ましく、事後処理のためのUDRPのみに頼るべきでない
- ・ 一節意見として、未然防止の実装は困難な場合は、UDRPのみでいいのではという意見もあり

### ◆ 著名商標保護の方法

- ・ 著名商標リストを使う場合は、保護する文字列すべてを列挙した完全なリストであるべき
- ・ フィルタリングとsunrise periodの比較検討を十分に行いどちらを選択するか決めるべき(結論は出なかった)
  - ・ 商標権者の観点
  - ・ ドメイン名登録者の観点
  - ・ レジストラの観点

最新レポート(2000.4.17公開)に関する検討会を  
4/23 13:00~15:30にJPNICにて実施予定



## VI. 日本での活動

---

### ◆ JPNICを中心とした情報提供・意見交換

- ・ 研究会
  - ・ ドメイン名と知的財産権に関する研究会
  - ・ インターネットガバナンス研究会
- ・ 情報交換ツール
  - ・ [icann-d@nic.ad.jp](mailto:icann-d@nic.ad.jp)
  - ・ <http://www.nic.ad.jp/jp/intl>
- ・ 個別案件の検討会
  - ・ 新gTLDレポート検討会(1999.12)
  - ・ 新gTLD署名商標検討会(2000.4)

### ◆ jpドメインの今後の展開の検討

- ・ ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース
- ・ jp以外の動向との共存策、対応策の検討

### ◆ ICANN会合の日本への誘致

- ・ 2000.7.14-17 : ICANN横浜会合 (パシフィコ横浜)
- ・ 2000.7.13 : ICANN Workshop (パシフィコ横浜での実施を計画中)